

北 本 市 教 育 委 員 会 令 和 元 年 6 月 定 例 会 会 議 録				
1 日 時	令和元年6月27日(木) 午後2時から3時53分まで			
2 場 所	北本市役所 会議室3-F			
3 教育長の氏名	清水 隆			
4 出席した委員の氏名	一	教育長職務代理者 大保木道子	二	委員 金井 裕
	三	委員 安田美詠子	四	委員 鈴木義信
	五	委員 久保田篤正		
5 欠席した委員の氏名	なし			
6 説明のため出席した職員	原口教育部長、磯野副部長兼文化財保護課長、櫻井教育総務課長、坂口学校教育課長、内田学校教育課副課長、野田学校教育課主幹、平井生涯学習課長			
議案及び報告件名	議 事 の 大 要			
1 開会の宣言	清水教育長： 令和元年北本市教育委員会6月定例会を開会する。			
2 会議録の承認について	清水教育長： 令和元年北本市教育委員会第2回臨時会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。 — 各委員、特に意見なし — 清水教育長： 会議録は、承認する。			
3 会議録署名委員の指名について	清水教育長： 本日の会議録の署名委員については、2番の金井委員にお願いする。			
4 議事の取り扱いと非公開案件の発議	清水教育長： 本日の案件は、報告事項が4件、議案が10件であるが、追加提出として、教委報告第30号「人事異動に関する報告について」を加えての審議としてよいかお諮りする。 また、本日の教委報告第27号から第29号及び教委議案第31号、第36号、第37号、第39号、第40号並びに追加提出の教委報告第30号については人事に関する案件、教委議案第38号については、教育行政の意思決定に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開審議とすることとしてよいかお諮りする。 — 全員、異議なしの声 — 清水教育長： この案件に関しては非公開で審議することに決する。			

<p>5 報告事項</p>	<p>清水教育長： 報告事項の議事に入る。原口教育部長より、報告事項についてお願いします。</p> <p>原口教育部長： 本日の報告事項は、教委報告第26号から第29号及び追加提出について決した教委報告第30号を加えての5件である。教委報告第26号「教育長の決裁処分」から、担当課より報告する。</p>
<p>(1) 教委報告第26号「教育長の決裁処分」</p>	<p>清水教育長： まず、教委報告第26号の1番「小・中学生を対象とした環境ポスター・標語コンクール」について、学校教育課より、説明をお願いします。</p> <p>内田学校教育課副課長： (教委報告第26号の1番の説明)</p> <p>清水教育長： 教委報告第26号の1番について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委報告第26号の1番については、了承とする。</p> <p>清水教育長： 続いて、教委報告第26号の2番「第43回ピティナ・ピアノコンペティション」、3番「鴻巣北本JCプレゼンツ 第3回！北本トマト水風戦大会」、4番「第1回北本市スポーツ少年団少女ソフトボール大会」、5番「関東海っ子塾2019」、6番「第37回市長杯争奪卓球大会」、7番「第4回 きたもと写真コンクール」について、生涯学習課より、説明をお願いします。</p> <p>平井生涯学習課長： (教委報告第26号の2番から7番までの説明)</p> <p>清水教育長： 教委報告第26号の2番から7番までについて、質疑はあるか。</p> <p>大保木委員： 2番の「第43回ピティナ・ピアノコンペティション」について、ポスターに掲載する副題「四期が学べる」の意味を伺う。</p> <p>平井生涯学習課長： 把握してないため、確認の上、別途報告する。</p> <p>鈴木委員： 参加対象年齢について伺う。</p> <p>平井生涯学習課長： 未就学児から大人まで、年齢層は幅広いものとなる。</p> <p>大保木委員： 3番の「鴻巣北本JCプレゼンツ 第3回！北本トマト水風船大会」について、収支予算の記載内容及び収支明細の集計値</p>

に誤りが見受けられる。

平井生涯学習課長： 至急確認の上、正しい内容のものに訂正・差替え対応を行う。

大保木委員： 正確に作成するよう、指導をお願いする。

安田委員： 大会の参加料は発生するが、見学する場合の入場料の取り扱いについて確認する。

平井生涯学習課長： 入場料は無料となるものである。

安田委員： 参加料について確認する。例えば「小学生の部」において、
昨年ポスターを見たところ、1チーム5名の参加費を徴収していた模様だが、
今年の取り扱いはどのようになるものか。

平井生涯学習課長： 大会は、今年もチーム対抗となるものだが、参加料に関しては、
個々に徴収するものとして、「小学生の部」では1人500円で設定するものとなる。

久保田委員： 昨年度に比べ、子どもの参加料は安くなり、大人の参加料が増えたものと見受けられる。

内田学校教育課副課長： 広報紙に掲載予定のイベント情報を見たところ、「小学生の部」は、
1チーム2,000円となり、「一般の部」は、1チーム3,000円で参加費を設定している。
前回の1チーム5名の編成から、今回は1チーム4名での編成となったことで、
1人当りの参加料が変わったものと推測される。

安田委員： その場合、申請書に記載の「一般の部」の1人当りの参加料が異なるものとなる。

平井生涯学習課長： 正しい内容について、至急確認を行う。

金井委員： 収支予算に関し、金額の集計誤りや内容が不透明であると、承認基準の判断にも苦慮する。公的機関が承認するという意味合いからも、
しっかり事務局で指導・チェックしてほしい。
例えば、予算書の支出の中で、「謝礼」や「材料費」などの細目を「運営費」に括っているが、
用途を明らかにするため、内訳の掲載、あるいは科目別に分類するなどの指導をしてほしい。

平井生涯学習課長： 正確な金額に訂正の上、支出項目を細分化した予算書に作り直していただき、
後日、あらためてお示しさせていただく。

金井委員： 当該大会のチラシ等を学校経由で配付するのであれば、不明確な状態により、保護者の方々が困惑することのないよう、留意してほしい。

清水教育長： 事業趣旨やその他の内容に大きな問題がなければ、この決裁処分の幾つかの確認事項に関し、後日の報告・承諾を得るものとして、了承いただくことでよいか。

金井委員： 確認に加え、指導についてもお願いする。

清水教育長： 了解した。事務局は確認と指導を行い、その結果を別途報告するようお願いする。

大保木委員： 5番の「関東海っ子塾2019」について、行程に示す事業内容に対し、参加者の負担額がかなり抑えられ、破格にも感じられるが、運営は大丈夫なものか。

平井生涯学習課長： 国土交通省関東運輸局が協力者となり、(公財)日本海事広報協会の委託事業とるため、運営は問題ないものである。

大保木委員： 今回は、北本市だけが対象となるものか。

平井生涯学習課長： そのとおりである。当該事業は関東圏内で海のない市町村を対象とすることから、その選定に際し、関東運輸局から旅行会社である(株)JTBに照会をかけたところ、本市と(株)JTBとで包括連結協定を締結していたため、その候補に挙がったものとなる。

金井委員： 参加費も抑えられ、非常に素晴らしい事業と考えられる。仮に、当該事業が市町村の応募型によるものであれば、子供達に参加の機会を与える意味でも、教育委員会として積極的に応募するに値すると思われる。

鈴木委員： 乗船する船の種類等について伺う。

平井生涯学習課長： 一般的なクルーズ船となる。

安田委員： 参加対象は、市内の学校に通う児童のみとなるものか。

平井生涯学習課長： 市内在住の小学校児童を対象とすることから、私立学校や市外の学校に通う児童についても、参加対象となる。このため、当該事業の案内に関し、市広報紙に掲載することで、幅広く周

	<p>知を図るものとなる。</p> <p>久保田委員： 申請団体の受託事業となる模様だが、再委託等の丸投げ状態とならないか確認する。</p> <p>平井生涯学習課長： 申請団体が色々と手配するものとなる。</p> <p>金井委員： 応募者が殺到することも予想されるが、抽選は主催者が行うものか。</p> <p>平井生涯学習課長： 主催者と国土交通省関東運輸局で抽選を行う。往復はがきを使って申し込み、抽選結果をお知らせするものとなる。</p> <p>金井委員： 7番の「第4回 きたもと写真コンクール」の参加料の使途について伺う。</p> <p>平井生涯学習課長： 審査員料、記念品代、ビラ作成といった広告宣伝費などに充てられるものである。</p> <p>清水教育長： 類似するものとして、県展の例では、作品1点に対し、この位の参加料を徴収している。</p> <p>金井委員： 参加料を無料にした場合、出展数の制限もなくなることから、抑制の意味合いがあるのかもしれない。</p> <p>平井生涯学習課長： なお、小中学生部門に関しては、無料とするものである。</p> <p>— 他に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委報告第26号の2番から7番については、了承とする。</p>
6 議案審議	<p>清水教育長： 議案審議に入る。 原口教育部長より、願います。</p> <p>原口教育部長： 教委議案第31号から第40号までの10件について、願います。</p>
(2) 教委議案第32号「北本市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の	<p>清水教育長： それでは、教委議案第32号「北本市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について」、学校教育課より、説明をお願いします。</p> <p>坂口学校教育課長： (教委議案第32号の説明)</p>

<p>一部改正について」</p>	<p>清水教育長： 教委議案第32号について、質疑はあるか。</p> <p>安田委員： 認定こども園の保育料は補助対象となるものか。</p> <p>坂口学校教育課長： 対象とならない。当該補助制度に関しては、私立幼稚園の保育料のみ対象とするものである。</p> <p style="text-align: center;">— 他に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委議案第32号については、可決する。</p>
<p>(3) 教委議案第33号「北本市いじめ防止等のための基本的な方針について」</p>	<p>清水教育長： 続いて、教委議案第33号「北本市いじめ防止等のための基本的な方針について」、学校教育課より、説明をお願いします。</p> <p>坂口学校教育課長： 教育長、この案件に関し、より詳細に説明する必要があるため、これより、事務担当者からの説明としてよいかお諮りする。</p> <p>清水教育長： 必要と認められるため、事務担当者の出席及び説明をお願いします。</p> <p>野田学校教育課主幹： (教委議案第33号の説明)</p> <p>清水教育長： 教委議案第33号について、質疑はあるか。</p> <p>大保木委員： 前回からの修正内容について了解した。しかし、この方針の策定云々に限らず、重大事態に対しては、あらゆる知識・手法を用いて対処するものであることから、策定に拘らず、今後の対応に努めてほしい。</p> <p>清水教育長： 貴重な助言に感謝する。</p> <p>金井委員： 前回市議会に対し、条例案のみ上程したものか確認する。</p> <p>原口教育部長： 条例案のみ上程したものとなり、条例の制定と合わせて、当該方針を策定する予定であった。既に各学校においても、こうした方針を定めているが、地方公共団体の策定は努力義務となっており、本市では未策定の状況が続いていた中、条例とのセットによる策定を目指していた。</p> <p>大保木委員の御助言のとおり、方針の策定の有無に係わらず、いじめの防止等への対策に万全を期すことについて、これまでと変わるものではないが、各学校にも基本に立ち返っていただくため、夏休み前のこの時期に策定し、周知を図るもので</p>

ある。

金井委員： 条例案についても修正し、再度上程を目指すものか。

原口教育部長： そのとおりである。保護者の定義や学校の責務等を見直すほか、教育委員会の責務を加えることについて検討している。

金井委員： 条例の修正案について、今後の教育委員会で審議予定とするものか。

原口教育部長： お見込みのとおり、教委議案としてお諮りし、市議会9月定例会への上程を目指している。

金井委員： 条例に先行しての方針の策定及び今後の手続の流れについて承知した。

大保木委員： 条例の制定に関する他市町村の状況を伺う。

坂口学校教育課長： 全ての市町村が条例と方針の両方を定めている訳ではない。また、本市の条例案のような「理念条例」を定めず、第3者委員会等を置くための「設置条例」のみ制定している市町村も見受けられる。

清水教育長： 第3者委員会等の組織の役割の詳細について、この基本方針の中に定め、運用の円滑化を図るものである。

久保田委員： 修正案要旨の(2)と(3)の中で、不適切な指導を「禁止」する旨の記述を追加したとされているが、該当する条文の中では「慎まなければならない」と表現され、少し違和感を覚える。

坂口学校教育課長： このような行為は当然あってはならないため、要旨の表題では「禁止」を用いたが、本方針は広く周知を図るものから、条文の方はソフトな表現としたものである。

— 他に意見なし —

清水教育長： 教委議案第33号については、可決する。

(4) 教委議案第34号「令和2年度使用小学校用教科用図書採択につい

清水教育長： 続いて、教委議案第34号「令和2年度使用小学校用教科用図書採択について」、学校教育課より、説明をお願いする。

坂口学校教育課長： (教委議案第34号の説明)

<p>て」</p> <p>(5) 教委議案第35号「令和2年度使用中学校用教科用図書採択について」</p>	<p>清水教育長： 教委議案第34号について、質疑はあるか。</p> <p>大保木委員： 採択案の理由の中で、過日行われた研究協議会における我々の意見について、よくまとめられている。</p> <p>金井委員： 第7採択地区協議会より、各市町村の採択案を複数用意する旨の申し入れがあったことから、資料の一覧表に示す第1案及び第2案のとおりでよいと考える。 なお、他市町村との兼ね合いもあることから、第3案に関しては、これで確定ということではなく、これまでの意見を踏まえていただいた上で、協議会委員となる教育長と教育長職務代理者に、その判断を一任する。</p> <p>清水教育長： 了解した。</p> <p>安田委員： 感想意見となるが、これまでの使用教科書を見つめ直し、研究を重ねた結果、一部の教科について、別な発行者のものを選定したことは、今回の研究の成果と思っている。</p> <p>坂口学校教育課長： それでは当該案件について、研究協議会における採択案一覧表に示すとおり、本市の採択案として第7採択地区協議会へ提出してよいか、確認をお願いします。</p> <p>清水教育長： ただいま事務局より求められた確認事項について、あらためてお諮りする。</p> <p style="text-align: center;">— 全員、異議なしの声 —</p> <p>清水教育長： 教委議案第34号について、研究協議会採択案一覧表のとおり、本市の採択案とすることとし、可決する。</p> <p>清水教育長： 続いて、教委議案第35号「令和2年度使用中学校用教科用図書採択について」、学校教育課より、説明をお願いします。</p> <p>坂口学校教育課長： (教委議案第35号の説明)</p> <p>清水教育長： 教委議案第35号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>坂口学校教育課長： それでは当該案件について、研究協議会における採択案に示すとおり、本市の採択案として第7採択地区協議会へ提出してよいか、確認をお願いします。</p>
---	--

<p>7 非公開審議</p> <p>(6) 教委報告第27号「北本市青少年指導委員会委員の委嘱について」</p>	<p>清水教育長： ただいま事務局より求められた確認事項について、あらためてお諮りする。</p> <p>— 全員、異議なしの声 —</p> <p>清水教育長： 教委議案第35号について、研究協議会採択案のとおり、本市の採択案とすることとし、可決する。</p> <p>清水教育長： 非公開審議に入る。議案に関係のない職員の退席を求める。</p> <p>清水教育長： それでは、教委報告第27号「北本市青少年指導委員会委員の委嘱について」、生涯学習課より、説明をお願いする。</p> <p>平井生涯学習課長： (教委報告第27号の説明)</p> <p>清水教育長： 教委報告第27号について、質疑はあるか。</p> <p>大保木委員： 当該委員の活動状況について伺う。</p> <p>平井生涯学習課長： 青少年非行・被害防止のため、毎週木曜日の夕方頃より、徒歩又は乗用車を使用して、スーパーマーケットや公園などを中心に市内を巡回している。なお、委員の負担軽減の観点から、来年度以降の巡回頻度の見直しについて検討している。</p> <p>安田委員： 巡回の際、子供達に不適切な行為があった場合、何か指導は行うものか。</p> <p>平井生涯学習課長： あくまで声掛け・見守りを行うものとなり、有事の際には警察へ連絡するものである。</p> <p>久保田委員： 巡回の際、委員が所持するものについて伺う。</p> <p>平井生涯学習課長： 身分証明書を所持するほか、反射材の付いたベストや帽子及び懐中電灯を貸与し、着用・所持している。</p> <p>安田委員： ベストや帽子のデザインは地域別となるものか。</p> <p>平井生涯学習課長： 基本的には共通デザインのものを貸与しているが、地域によっては、当該委員とは別に組織し、独自で巡回・見守り活動を行っているケースもある。</p>
--	--

	<p>久保田委員： 当該委員はボランティアとなるものか。</p> <p>平井生涯学習課長： 基本的にはボランティアとなるものだが、費用弁償の観点から、1回の巡回に対し2,000円を支給している。実際には班編成等により、1人当りの巡回頻度は月1回程度となることから、月2,000円程度の支給とも言える。</p> <p>鈴木委員： 当該委員の識別は容易なものか。</p> <p>平井生涯学習課長： 容易と思われる。身分証明書や共通のベストの所持・着用のほか、帽子には「防犯」と大きくプリントされている。</p> <p>金井委員： 委員の構成に関し、高齢化について否めない状況である。協力いただいていることに対しては感謝の気持ちで一杯だが、巡回には危険な事が伴うことも予想され、体力的な負担を考えた場合、委嘱に際し、年齢制限を加えることも必要と考えられる。</p> <p>平井生涯学習課長： 各地区コミュニティ委員会への推薦依頼の際、若い方の推薦についてお願いしているが、人選に苦慮している模様である。</p> <p>清水教育長： いただいた御意見を踏まえ、人選に際し、各地区コミュニティ委員会と調整をお願いする。</p> <p style="text-align: center;">— 他に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委報告第27号については、了承とする。</p> <p>(7) 教委報告第28号「北本市人権教育推進委員会委員の委嘱について」</p> <p>清水教育長： 続いて、教委報告第28号「北本市人権教育推進委員会委員の委嘱について」、生涯学習課より、説明をお願いします。</p> <p>平井生涯学習課長： (教委報告第28号の説明)</p> <p>清水教育長： 教委報告第28号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委報告第28号については、了承とする。</p> <p>(8) 教委報告第29号「市民文芸誌「むくろじ」第43号の刊行に係る編</p> <p>清水教育長： 続いて、教委報告第29号「市民文芸誌「むくろじ」第43号の刊行に係る編集協力委員及び講評者の委嘱について」、生涯学習課より、説明をお願いします。</p> <p>平井生涯学習課長： (教委報告第29号の説明)</p>
--	---

<p>集協力委員及び講評者の委嘱について」</p>	<p>清水教育長： 教委報告第29号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p>
	<p>清水教育長： 教委報告第29号については、了承とする。</p>
(9) 教委議案第31号「北本市立栄小学校規模等適正化検討協議会委員の委嘱等について」	<p>清水教育長： 続いて、教委議案第31号「北本市立栄小学校規模等適正化検討協議会委員の委嘱等について」、この案件については、原口教育部長より、説明をお願いする。</p>
	<p>原口教育部長： (教委議案第31号の説明)</p>
	<p>清水教育長： 教委議案第31号について、質疑はあるか。</p>
	<p>金井委員： 「栄小学校の今後のあり方に関するアンケート」の集計結果を見た場合、この委員数・構成でよいものか不安に思う。設置要綱では、委員数を9人以内と定めているが、増員するための一部改正が可能か確認する。</p>
	<p>原口教育部長： どのような観点から増員を要望するものか伺う。</p>
	<p>金井委員： アンケートの集計結果では、隣接校への統合を望む意見が幾つかあったことから、栄小及び進学先中学校区の単位に拘らず、隣接校関係者からの意見聴取も必要と考える。今回の案に示す9人体制で限定してしまうと、今後手続を進めていく上で、隣接校関係者を含むことができず、アンケートの保護者意見へ対応することが困難と予想されることから、増員の検討について要望するものである。</p>
	<p>原口教育部長： 本年度の新生が3名となり、次年度の新生も3名と予想されることから、子供達の教育環境の改善を早急に進める必要がある。このため、要綱の一部改正や委員構成の再検討といった時間をかけられないことを御理解いただきたい。</p>
	<p>また、隣接校への統合に際しては、通学区域を変更することから、もう一つの関係会議となる「通学区域審議会」の審議案件となるため、隣接校関係者の意見聴取に関しては、この審議会への参画、または、検討協議会におけるオブザーバーとすることも考えられる。</p>
	<p>諸々の事情を御理解いただき、今後の調整する部分はあるものの、この検討協議会の委員数・構成に関しては、案に示す内容でお願いしたい。</p>

鈴木委員： 以前の教育委員会協議会において、この検討協議会の委員構成に関し、その設置目的から、対象校及び対象地域に特定する旨の説明を受けたため、案の内容でよいとも思われるが、金井委員の意見にもあったとおり、今後、他の地域を含めての会議を設置・開催していくものか伺う。

原口教育部長： あくまで事務局の見解を述べるものとなるが、現状では、学校の存続は厳しいものと考えている。

対応策としては、栄小の学区を拡張し、周辺の子供達を栄小へ編入させる方法が一つ、もう一つは、栄小を隣接校へ統合する方法となる。このどちらかの方法が現実的であり、この検討協議会で議論したいと考え、新たな会議の設置・開催は予定していない。

金井委員： 3つ目となる他の方法はないものか。

原口教育部長： 今のところは考えられない。有効となる別な方法について、この検討協議会を通じて見い出せばよいが、この2つの方法が現実的であり、案に示すこのメンバーで、検討・協議していきたいと考えている。

金井委員： アンケートの意見の中で、本年度の新入生が3名になった背景として、少人数の学級編制を避けるため、引っ越しされた旨の記入があった。次年度の入学前にも、このような事態が起こり得ることが予想され、対応が後手に回る印象は否めない。

また、教育部長の考えにあった2つの対応方法では、進学先中学校の未来も危うくなることが考えられ、仮に石戸小へ統合したとしても、西中学校の人数の底上げにならないことから、再び対応が後手に回ることも予想される。

この案件に関しては、もっと大きな視点で考えていただき、今回の検討協議会の委員数・構成に関しては、個人的には賛同できない。

清水教育長： この案件に賛同できないものか、他の委員の意見も伺う。

— 特に反対意見なし —

清水教育長： 隣接校関係者については、オブザーバー又は通学区域審議会への参画を今後調整するものとし、検討協議会の構成員に関しては、案のとおりとしてよいか、あらためてお諮りする。

— 異議なしの声 —

	<p>清水教育長： 教委議案第31号については、可決する。</p>
<p>(10) 教委議案第36号「学校協議会委員・外部評価委員の委嘱について」</p>	<p>清水教育長： 続いて、教委議案第36号「学校協議会委員・外部評価委員の委嘱について」、学校教育課より、説明をお願いする。</p> <p>坂口学校教育課長： (教委議案第36号の説明)</p> <p>清水教育長： 教委議案第36号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委議案第36号については、可決する。</p>
<p>(11) 教委議案第37号「北本市立小・中学校通学区域審議会委員の委嘱について」</p>	<p>清水教育長： 続いて、教委議案第37号「北本市立小・中学校通学区域審議会委員の委嘱について」、学校教育課より、説明をお願いする。</p> <p>内田学校教育課副課長： (教委議案第37号の説明)</p> <p>清水教育長： 教委議案第37号について、質疑はあるか。</p> <p>大保木委員： 公募委員の募集方法及び選考方法について伺う。</p> <p>内田学校教育課副課長： 募集について市広報誌へ掲載の上、履歴書と応募の動機に関する作文を提出いただき、選考したものとなる。</p> <p>安田委員： 選出委員の関係学校区を確認したところ、全学校区を網羅していないように見受けられる。</p> <p>内田学校教育課副課長： 栄小学校区の見直しを中心とした審議を予定することから、全学校区による構成を見送ったものとなる。 なお、諮問の内容に関しては、続く教委議案第38号において、あらためてお諮りする。</p> <p style="text-align: center;">— 他に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委議案第37号については、可決する。</p>
<p>(12) 教委議案第38号「北本市立小・中学校通学区域に係る」</p>	<p>清水教育長： 続いて、教委議案第38号「北本市立小・中学校通学区域に係る諮問について」、学校教育課より、説明をお願いする。</p> <p>内田学校教育課副課長： (教委議案第38号の説明)</p>

諮問について」

清水教育長： 教委議案第38号について、質疑はあるか。

金井委員： 添付資料「諮問に対する説明」の最後の3行の記述の中で、「適正配置に伴う通学区域の見直し」と記載されているが、もう少し詳細化した方がよいと思われる。他校との通学区域の見直しも含めるため、その旨が読み取れる記述とすることが望ましい。

大保木委員： 通学区域を見直すことが、栄小の問題を全て解決できるようにも読み取れる。

金井委員： 隣接校への統合となった場合、両校の通学区域を変えるための見直しが必要になる。逆を言えば、現在の通学区域の状態が、今回のような学校間における児童生徒数の差を生じさせているものとなる。

金井委員： 今回のアンケートでは、半数以上が学校統合を望んでいないことから、諮問内容に関し、もう少し慎重に検討した方がよいと思われる。

原口教育部長： 栄小の隣接校の一部児童を編入させることで、栄小の人数を回復することの可否について、審議することを検討している。

金井委員： その場合、隣接校は1校と考えず、複数校で考えるべきである。通学区域の見直しに際し、選択肢は一つとせず、そのことを解りやすく読み取れるような記述に修正してほしい。

原口教育部長： 勿論、事務局としても、選択肢が色々とあることを踏まえた上での審議を予定するものだが、ご指摘の部分について、より解り易くするため、記述の修正を検討する。

金井委員： 事前の教育員会協議会において、色々と内容を詰めた上で、議案提出とする流れとしてほしかった。

内田学校教育課副課長： 通学区域の見直しについて、意見にあった色々な選択肢・方法を審議会委員より求めたく、この説明文に関し、あえて大綱的な表現としたものである。

大保木委員： 審議会委員の居住地・学校区によって、審議内容も大きく変わるものと思われる。先ほどの教委議案第37号の委員名簿を見た場合、隣接する一部の学校について、その関係者がいないことから、見直しに際し、その学校の地域は選択肢に入らなく

	<p>なる可能性がある。</p> <p>金井委員： 審議内容の範囲が狭まるか広がるかは、聞き取りの仕方によって異なってくる。やはり、「諮問に対する説明」の最後の3行の中に、色々な選択肢・方法を求めていく旨の記述を加えるべきである。</p> <p>例えば、適正配置に伴う通学区域の見直しについて、「多方面から」、「色々な方向性から」、「既存の通学区域に捉われず」といった表現を加え、通学区域は変えられるものであることを理解させた上で、審議に臨んでいただきたい。</p> <p>また、教育委員会として、審議会委員より色々な意見を求めたい旨、PRするような文書の作りとしてほしい。</p> <p>内田学校教育課副課長： 提出された御意見を反映させるため、当該記述を見直し、修正対応を行う。</p> <p>大保木委員： 修正の内容に関しては、事務局に一任することによい。</p> <p>清水教育長： 事務局は、提出意見を最大限配慮し、当該記述の修正と結果報告をお願いする。</p> <p style="text-align: center;">— 他に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委議案第38号については、可決する。</p> <p>(13) 教委議案第39号「北本市公民館等運営審議会委員の委嘱について」</p> <p>清水教育長： 続いて、教委議案第39号「北本市公民館等運営審議会委員の委嘱について」、生涯学習課より、説明をお願いする。</p> <p>平井生涯学習課長： (教委議案第39号の説明)</p> <p>清水教育長： 教委議案第39号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委議案第39号については、可決する。</p> <p>(14) 教委議案第40号「北本市図書館協議会委員の委嘱について」</p> <p>清水教育長： 続いて、教委議案第40号「北本市図書館協議会委員の委嘱について」、生涯学習課より、説明をお願いする。</p> <p>平井生涯学習課長： (教委議案第40号の説明)</p> <p>清水教育長： 教委議案第40号について、質疑はあるか。</p>
--	--

<p>(15) 教委報告第30号「人事異動に関する報告について」</p> <p>8 閉会の宣言</p>	<p>— 特に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委議案第40号については、可決する。</p> <p>清水教育長： 続いて、教委報告第30号「人事異動に関する報告について」、この案件は、わたくし清水より説明する。</p> <p>清水教育長： (教委報告第30号の説明)</p> <p>清水教育長： 教委報告第30号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委報告第30号については、了承とする。</p> <p>清水教育長： 以上をもって、北本市教育委員会6月定例会を閉会する。</p>
	<p>北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。</p> <p>令和元年 7 月 25 日</p> <p>教 育 長 清水 隆</p> <p>署 名 委 員 金 井 裕</p> <p>書 記 山 本 一 真</p>